

構造計算適合性判定の業務を委任した指定構造計算適合性判定機関 一覧 (兵庫県)

令和6年6月20日現在

指定番号	兵庫県構第1号	兵庫県構第2号
名称	財団法人兵庫県住宅建築総合センター	一般財団法人日本建築センター
住所	神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号	東京都千代田区神田錦町1丁目9番地
業務を行う事務所の名称	財団法人兵庫県住宅建築総合センター 構造計算適合性判定センター	一般財団法人日本建築センター 大阪事務所
業務を行う事務所の所在地	神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号	大阪府中央区南本町1丁目7番15号
指定等の期間	令和4年6月20日から5年間	令和2年6月1日から5年間(国土交通大臣指定) 平成19年6月20日から委任
判定対象建築物	建築基準法第6条の3第1項及び同法第18条第4項の構造計算適合性判定の全部	建築基準法第6条の3第1項及び同法第18条第4項の構造計算適合性判定のうち、延べ面積10,000平方メートルを超える建築物及び知事が委任した他の指定構造計算適合性判定機関で判定できない建築物の構造計算適合性判定